

ケータイ社労士 2026 社会保険法 法改正・訂正

【10月9日】

【法改正】 19歳以上23歳未満の方の被扶養者認定における年間収入要件が変わります

・ P28 1章 健康保険法 14課 (5)

改正前：と読み替える。

改正後：、19歳以上23歳未満の場合（被保険者の配偶者を除く）は、「130万円未満」は「150万円未満」と読み替える。

【法改正】 健康保険法第156条改正

・ P96 1章 健康保険法 48課 (1)①

改正前：一般保険料と介護保険料の合計額

改正後：一般保険料等額（子ども・子育て支援金含む）と介護保険料額の合計額

同課 (1)②

改正前：一般保険料

改正後：一般保険料等額

【12月3日】

・ P85 1章 健康保険法 42課 5問目 5行目～6行目

訂正前：被保険者の資格を取得してから1年を経過した日から

訂正後：被保険者の資格を取得してから1年を経過した日から

※ 被保険者期間要件はないので、原則通り出産の日以前42日前（多胎98日前）から出産の日後56日まで出産手当金が支給される。

8行目

訂正前：○

訂正後：×

・ P247 3章 厚生年金保険法 32課 2問目 5行目

訂正前：遺族基礎年金

訂正後：遺族厚生年金

【法改正】 厚生年金法第78条の2改正

P250 3章 厚生年金法 34課 最終行

改正前：請求は、離婚等が成立した日の翌日から2年以内

改正後：請求は、離婚等が成立した日の翌日から5年以内

※ 令和8年4月1日～

【1月30日】

P116 2章 国民年金法 9課 (4)

訂正前：全部または一部

訂正後：一部

[【法改正】令和8年度の年金額改定についてお知らせします](#)

P222 3章 厚生年金保険法 20課 (5)

改正前：**支給停止調整額 (62万円)**

改正後：**支給停止調整額 (65万円)**

※ 令和7年の年金制度改正により支給停止調整額が、令和6年度水準で50万円から62万円に引き上げられました。ケータイ社労士には、その62万円が反映されていますが、令和8年度の実際の支給停止調整額は、令和7年度及び令和8年度に用いる名目賃金変動率によって改定され、65万円になることが発表されました。。

[【法改正】厚生年金法第78条の2改正](#)

P254 3章 厚生年金保険法 36課 (4)

改正前：**2年**以内

改正後：**5年**以内

P255 2問目 2行目

7行目

改正前：2年を経過する日

改正後：5年経過する日

令和8年4月1日～